

# 中国教育行政史研究

——国子監成立史における教育行政の独立について——

生涯教育計画コース 田 中 俊 行

History of Educational Administration of China

——Independence of Educational Administration on GUOZISI (国子寺) in BEIQI (北齊) Dynasty——

Toshiyuki TANAKA

GUOZIJIAN (国子監) was the educational ministry in ancient China. It was first established in SUI (隋) and TANG (唐) dynasty. GUOZISI (国子寺) in BEIQI (北齊) dynasty, the prototype of SUI-TANG GUOZIJIAN, is the first educational ministry independent from GUOZIXUE (国子学). It was the highest educational institution which had the function of educational administration. This study focuses on the BEIQI GUOZISI's independence from GUOZIXUE. Historically considered, it was established not for the increase of school education's importance but for the nationwide educational policy as the part of centralization policy in the period of BEIQI.

## 目 次

### I 問題設定

- A はじめに
- B 隋唐国子監「独立」の意味
- C 先行研究の状況と本稿の課題

### II 北齊国子寺設置の沿革

- A 制度の概要
- B 設置の経緯
- C 運用の実態

### III 北齊国子寺独立の要因

- A 博士と祭酒ならびに太常寺との関係
- B 文教政策と独立の関係
- C おわりに——まとめと今後の課題

### I 問題設定

#### A はじめに

本研究は、前近代中国(以後「中国古代」)における「教育行政機関」とされる「国子監」について、その成立期における教育行政の「独立」問題に焦点を当て、その背景要因や意義を考察するものである。国子監は隋から唐初にかけて制度が確立し、同時代に成立した「科挙」と

ともに清末まで存続した、中国古代の教育および教育行政を特徴づける重要な機関である。もっとも、国子監が教育行政専門の機関であったのは、成立期の隋唐に見られる特徴的な現象であって、後世では教育行政官庁兼最高学府として存在した。中国古代の国子監制は、古代日本の「大学寮」制の模範となり、大学寮は長く中絶するも、明治期の文部省設置前の一時期に復活するなど、日本の教育にとっても無関係ではない。

かかる重要な国子監制であるが、こと隋唐国子監制の成立に伴う教育行政の「独立」については、単に歴史的事実として記述されることはあっても、一歩進んでその背景要因あるいは独立の必然性について説明されることは従来あまりなかった。本研究はこの点を整理し、隋唐国子監成立史＝教育行政独立史を再構築するための作業である。

#### B 隋唐国子監「独立」の意味

ところで、国子監成立に伴う教育行政の「独立」と言う時、その「独立」は何を指しているか問題になるが、本研究では、①官制上の独立、②宗教行政からの独立、③教育機関からの独立、の3点から国子監独立を捉える。ここで、これら3つの視点によって、極々大雑把に国子監成立史を見ておくと次のようになる。

すなわち、中国では、漢代に官立高等教育機関「太学」が興されて以後、儒学經典を教育内容とし、官吏養成を主たる目的とする学校教育が定着する。こうした官立学校（官学）は中国古代学校の伝統を形成するが、教育行政は、漢代からいわゆる「宗教行政」を主要任務とする行政機関「太常（寺）」が兼任してきた。隋唐で成立する国子監の直接の起源は、西晋で太学とは別に設置された教育機関「国子学」で、その長たる「国子祭酒」が南北朝時代を経て教育行政の役割を担うようになったのが、国子監制における教育行政長官「国子監祭酒」である。国子監「独立」は、具体的には、南北朝後期の北齊で「国子寺」が学校とは別の教育行政機関として創設され<sup>③</sup>、隋で国子寺が太常寺への隷属をはじめ解かれて、宗教行政から独立<sup>②</sup>、続く唐代に、学校および太常寺から独立し、かつ宗教行政や教育行政および科挙などを管轄する「礼部」に直属する国子監制が確立する<sup>①</sup>、という3段階を経て達成された、と。

もっとも、ここで言う「宗教（行政）」や「教育（行政）」は、現代のそれと全く同じものではない。「宗教（行政）」は専ら国家祭祀を前提としたもので、それに関わる諸々の儀礼や事物を包括するが、なかでも中心となるのは、皇帝や先王の祭祀に関する太常の宗廟行政である。「教育（行政）」も同様で、いわゆる教育全般に関わる今日の教育行政とは異なり、儒学を教授する（主に中央の）官立学校に関する管理運営の色彩が強く、関連法規の実施や教員や学生の評価や試験、教科書の制定などが含まれる。いずれにせよ本稿で言う宗教や教育は当代のそれであり、現代のそれと通じる部分はあっても、異なる部分もまた多いことを承知しておく必要がある。

### C 先行研究の状況と本稿の課題

それでは、なぜ国子監制が隋唐期に成立し、国子監すなわち教育行政機能が独立したのか。その必然性に関する問題は、教育行政機関たる国子監およびその教育行政（国子監行政）の根幹にも関わり、これらを規定する重要な問題である。

#### 1 日本と中国における研究状況

隋唐国子監の制度や起源などについては、多賀秋五郎の專著に代表されるように<sup>1)</sup>、日中台を問わず、従来から詳細に整理検討されてきた。しかし一方で極めて詳細に隋唐国子監制の制度内要が語られ、画期的事件として重視されながら、その意義は単に初の教育行政専門機関の誕生、あるいは教育行政の宗教行政からの独立・専門化ということで済まされてきた。そしてその原因は、行政の専門分化の流れのなかで教育行政が専門化したためと

か、教育が重要視されるようになったためとか、学校数が増加したため、などと説明され、主に歴史発展の必然性のようなものに帰されることが多かった。

例えば、熊賢君はその專著で国子監の独立に対し積極的な評価を与えている<sup>2)</sup>。そして、隋国子寺の独立は官制改革の一環として、有名無実化していた太常に大鉦がふるわれて権限移譲がなされた結果であるとしている。ではなぜ太常は有名無実化したのか。

熊氏によれば、その原因は、①教育振興や人材育成の重要性が次第に認識されるにつれ、教育行政機能の重要性も認識されるようになったが、伝統的教育行政システムがこうした時代の状況にそぐわなくなったこと、②太常の管理事務および権限はその範囲が広く、各部門ごとに専門化していくすべもなく新しい状況下で需要に適應できなくなったこと、③混乱した政治下で太常の「理論的」作業が政治をただすうえで無力であると認識され、閑職となるに至ったこと、などの点にあるとする。こうして太常の教育行政上の権限は、次第に教育に対してより専門的で精通した国子祭酒に移っていくが、その交替の「儀式」が隋代に行われたのだ、とするのである<sup>3)</sup>。

こうした見方はもちろん誤りではない。しかし、ここでなぜ教育が重要視され、かつ教育行政の機能が注目されるようになったのか、そうした新しい時代状況がどのようなものだったか、またなぜ隋に至ってはじめて国子寺が太常寺より独立したのか、さらに説明されねばならないし、北齊国子寺が既存の国子学から独立した意義も言及されていない。

#### 2 高明士の「廟学制」の研究

一方で、教育行政の独立問題を直接取り上げるものではないが、高明士の「廟学制」などに関する諸研究のように、宗教行政からの教育行政の独立問題に関わる重要な研究もなされている。

「廟学制」とは学校内に儒家的祭祀空間である「聖廟」（学廟）が設置され、かつそこで祭祀儀礼（学礼）が行われる学校（廟学）制度を指すが<sup>4)</sup>、その形成確立は、学問の権威確立や学校の神聖化に寄与し、教育の地位向上をもたらした点で、教育史上も重要な意義を持つ。ここで廟学制の発展段階を整理すると次のようになる<sup>5)</sup>。

時期	学廟の設置場所／意義
東晋・孝武帝・太元十年（385）	国子学／廟学制の発生
北齊・文宣帝・天保元年（550）	郡学／廟学制の地方官学への展開（実施は疑問）
唐・太宗・貞觀四年（630）	州県学／中央地方官学における廟学制の普遍化

高氏によれば、廟学制の形成をとおして、学校内祭祀により学校が神聖化され、次いで学術の独立が図られた。これらは、①隋国子寺の太常寺からの独立によって教育が宗教の系統から脱したこと、②隋唐の律の規定によって学官と教育、学術の尊厳が法定されたこと、③学廟祭祀の対象が孔子に確定し、統治者側の系統である周公が排除されたこと、④師生の礼（教師と生徒の礼）に皇帝をも取込んだこと（皇帝といえども孔廟の積奠の際には孔子より下位、弟子の立場で臨まねばならなかった）、などの事実によって確認される。廟学制の確立によって、教育や学問の地位、尊厳が高められたのは間違いない。

こうした研究は、隋唐国子監が宗教行政から独立した要因を、当代教育の宗教的側面から説明するもので、極めて大きな意味を持ち、本研究への示唆も多く含んでいる。とは言えそこでも、国子監制が国子学という学校を母体とするとされながら、それから分離独立した行政機関として成立した点については、やはり言及されていない。

本稿では、紙幅の関係上「国子監独立」の全体像を網羅的に検討することは困難であるので、従来ほとんど自覚的に言及されることのなかった、北斉国子寺の成立による「教育行政の教育機関からの独立」の問題を中心に検討する。とは言え、本稿は主として該当正史等の限られた既存史料の検討をもとに考察するものであり、実証性に限界があり、あくまで一試論としての検討にとどまることを予めお断りしておく。

## II 北斉国子寺設置の沿革

国子監制は唐に至って一応の完成を見たが、国子監独立の面で最も早期に実現したのは、北斉国子寺の教育機関からの独立であった。すなわち、北斉で国子寺という教育行政機関が、既設の国子学などの中央官学と別に設置されたことをもって、学校からの独立が制度上実現したのである。もっとも、北斉国子寺およびそれ以下の中央官学は実際にはほとんど機能しなかったとされているが、制度上教育行政が学校から独立した事実と、その制度理念、あるいはそこに至った背景は軽視されるべきではない。事実、多賀秋五郎や高明士といった研究者は、北斉を教育史上の転機として注目している。例えば多賀氏は、

たとえ制度として終った点が多かったにしろ、北斉の教育制度が、国子寺という教育行政の統轄機関を設立して、それが隋朝の国子寺・国子監から唐朝の国子監へと脈絡し、近代清末にいたるまで存続した

国子監の濫觴をなしている点には、儒教主義学校形成史上重要な意義を認めざるを得ない<sup>6)</sup>。

と述べ、また高氏は、多賀氏の研究を承け、北斉創始の国子寺制を「教育システムが原始宗教の宗廟システムから脱する」ことを決定づけたとして、その意義を重視している<sup>7)</sup>。

高氏の言及した宗教行政からの独立の問題については、ここで詳細を取り上げる余裕はないが、残念ながら両氏とも北斉国子寺の国子学からの独立の要因については、直接触れていないようである。そこで、以下にまず、北斉国子寺設置の沿革を見ておく。

### A 制度の概要

北斉国子寺の組織の概要は、史料によれば、

国子寺、掌訓教胄子。祭酒一人、亦置功曹・五官・主簿・録事員。領博士五人、助教十人、学生七十二人。太学博士十人、助教二十人、太学生二百人。四門学博士二十人、助教二十人、学生三百人<sup>8)</sup>。…(A)

とあり、国子寺には祭酒、功曹、五官、主簿、録事といった官吏が置かれ、その職掌は胄子すなわち貴族の子弟の教育を掌り、国子学、太学、四門学の博士、助教、学生を統率することで、各定員はここに記されたとおりでである(功曹、五官、主簿、録事については不明)。これを前後王朝の制度と比較すれば<sup>9)</sup>、

北斉以前	国子(学)祭酒(1)
北斉	国子(寺)祭酒(1)、功曹(?), 五官(?), 主簿(?), 録事(?)
隋(煬帝時)	国子(監)祭酒(1)、司業(1)、丞(3), 主簿(1)、録事(1)
唐(六典制)	国子(監)祭酒(1)、司業(2)、丞(1), 主簿(1)、録事(1)

となっており、正史を中心とする記述に見る限り、北斉の前後では教育行政官吏の設置状況に大きな差が認められる(北周の六官の制は名称や編成が特殊であるのでここでは除く)。ここで国子祭酒・司業は国子監(寺あるいは学)の長官・副長官、その余は管理事務職員であるが、北斉に至って国子寺に他の行政官庁同様の事務職員が、少なくとも制度上整備され史書にも明記されたことから、北斉国子寺が行政官庁の体裁をとっていたと考えてよいであろう。「寺」とはすなわち役所のことである。

### B 設置の経緯

では、北斉国子寺の、国子学から分離した行政官庁としての設置は、どのような経緯で行われたのであろうか。北斉国子寺がいついかなる経緯で設置されたのかは、

残念ながら史料に明記されてはいないが、孝昭帝が即位の皇建元年（560年）八月に、

又詔国子寺可備立官属、依旧置生、講習經典、歲時考試。其文襄帝所運石經、宜即施列於学館。外州大学亦仰典司勤加督課<sup>10)</sup>。…(B)

と、国子寺に対し、①官属の備立、②旧に依った学生の入学と經典の講習、③歲時の試験の実施、④文襄帝が洛陽から運んだ石經(学習すべき經文を石に刻んだもので、中央官学前に設置)の学校への配置、⑤外州の大学の充実、について詔している。したがって、少なくともこの時には国子寺設置を見ている。

北齊は、華北を統一した北魏が東西に分裂した際、東側に成立した東魏を篡奪して建てた王朝である。帝室である高氏は分裂前から既に実権を握っており、北齊の制度は洛陽遷都後の北魏の制とそれを基本的に継承した東魏の制に多くよっているが、国子寺の設置は北魏や東魏には見られない。こうした事実に加え、上記(B)①で官属の備立を求めていることから、(A)に見える国子寺以下の学制は、おそらくはこの時に定められ、武成帝河清三年（564年）制定の令（河清三年令）に記載されたものが隋書百官志の記述となったと考えられる<sup>11)</sup>。

### C 運用の実態

こうして、(B)の詔を契機に(A)の国子寺以下の学制が作り出されたのであるが、その実態はどうであったのか。

国学博士徒有虚名、唯国子一学、生徒数十人耳。(略)胄子以通經仕者唯博陵崔子登・広平宋遊卿而已、自外莫見其人<sup>12)</sup>。…(C)

とあるように、博士は虚名あるのみで実がなく、生徒は国子学にわずかに数十人、学を修め經に通じて仕官したのは、崔子登、宋遊卿の2名のみであり、中央官学は一向に振わなかったと見てよい。さらに(B)で地方官を通じて充実させるべき地方官学についても、

諸郡並立学、置博士助教授經、学生俱差当充員、士流及豪富之家皆不從調<sup>13)</sup>。…(D)

とあって、諸郡では制度が決まっているので差迫って学生の人数を満たしたが、士流や豪富の家では皆これに従わなかった。すなわち、中央地方とも政府の意図に反して貴族や地方の有力者たちは学校を軽視し、実効を伴わなかったようである。これは北齊が、北周との戦時下にあつて政情が不安定であったことにも関係があろうし、貴族の家庭教育や名儒の私学が発達する一方で、官学で学習することの利点が希薄であったこととも関連があろう。いずれにせよ、北齊国子寺とその学制は画期的なものであったにもかかわらず、現実にほとんど運用されぬまま、

王朝自体が滅亡してしまう。

### III 北齊国子寺独立の要因

北齊国子寺は運用実態が貧困であったが、その設置は教育行政機関が教育機関国子学から独立して設置され、また隋唐国子監の原型となった点で、画期的なものである。では、それは教育行政や学校教育にどのような効果をねらって創設されたのか。

北齊国子寺制度がもたらした大きな変化は教育行政官庁の単独設置であるが、その内容は国子学からの分離独立および行政組織（および職員）の整備からなる。それらは具体的には教育行政長官国子祭酒が国子「学」祭酒から国子「寺」祭酒となり、国子寺に他の行政官庁同様に功曹以下の官属が配置されたことを指す。前者は、教官である博士と区別された行政管理職たる祭酒の誕生であり、また後者は、従来太常寺が担ってきた教育行政機能の国子寺への移譲、もしくは再編成の結果であると形式上まずは考えられよう。そして両者とも北齊王朝の学校振興を中心とする教育政策と密接な関係があると考えられる。いまこれらを念頭に置き、第1に博士と祭酒および太常の関係、第2に文教政策上の特色、の2つを取り上げ、北齊国子寺の学校からの独立についてのその諸要因を把握してみたい。

#### A 博士と祭酒ならびに太常寺との関係

ここでまず主要王朝の太常(太常卿)、祭酒(博士祭酒、国子祭酒)、博士(国子博士)の官位(官品)の上下関係を比較してみると<sup>14)</sup>、

	太常	祭酒	博士
漢	秩中二千石	秩六百石	秩比六百石
晋	第三品	第三品	第六品
梁	十四班	十三班	九班
陳	第三品	第三品	第四品
北魏(前期)	従一品下	四品上	従五品上
北魏(後期)	第三品	従三品	第五品
北齊	第三品	従三品	第五品
隋	正三品	従三品	正五品
唐	正三品	従三品	正五品上

となるが、これを見ると、当初は博士と祭酒はともに太常よりかなり下位の官であったものが、国子学設置の晋以降、祭酒は博士よりかなり上位で太常(卿)とほとんど同等の位置を得るようになり、国子学設置以降の国子祭酒の地位向上は著しい。ただし、この太常、国子祭酒、博士の関係の変化は晋代に現れており、以後大きな変動

は見られない。

### 1 博士と祭酒の関係

博士と祭酒はともに戦国時代に起源をもつとされるが、漢代以降について見ると、祭酒の職は当初博士に付随した職であった。すなわち漢では秦の制をうけて博士を置いたが、専門の学を奉ずる学術顧問としての疑事応対、御前会議への参加、視察巡行などの責を負っていた<sup>15)</sup>。つまり、学術を掌るブレーン(集団)でこそあれ、教職ではなかったのである。博士の性格に変化が現れたのは漢武帝の興太学で、ここに至って博士が主に儒家に限定され、かつその職掌に学生たる博士弟子への教授が加わる。

祭酒は前漢では秦にならって博士僕射と称し、後漢では博士祭酒と呼ばれたが、当初は博士集団の代表的存在であった。すなわち、博士は漢代以降太常に隷属していたが、一般に祭酒は太常が博士の中から「聰明威重」<sup>16)</sup>な者1名を選んで任命したのである。博士祭酒の職掌は「総領綱紀」<sup>17)</sup>とされ、博士や太学全般にわたるが、多くの場合祭酒自身も博士の一員であり、その待遇も博士とほとんど変らなかつた<sup>18)</sup>。

晋では従来の太学に加えて国子学を設置したが、これは後漢末より貴族の太学軽視が進み、博士の人選も軽んじられ、学生が勉学に励まない状況への対策であった。国子学は成立当初は既設の太学に隷属する学校であったが<sup>19)</sup>、後には太学より上位の筆頭の官学となっていく。国子学には国子祭酒と博士、助教が置かれて生徒を教授したが、晋博士の職掌については、

一則応対殿堂，奉酬顧問。二則参訓門士，以弘儒学。

三則祠・儀二曹，及太常之職，以得籍用質疑<sup>20)</sup>。

と言われるように、①学術顧問、②生徒への教授、③礼に関する議事の3つが挙げられ、これらは祭酒にも共通の職掌であった。祭酒はこの他に「訓範総統学中衆事」<sup>21)</sup>すなわち中央官学全般を統べたが、いずれも漢代博士、祭酒の延長である<sup>22)</sup>。しかし祭酒は学校や博士の単なる代表者ではなく、より上級の官へと変化する。

魏晋南北朝においては、中央官学は時に振興されるも政策は一定せず、荒廃復興を繰り返した。晋以後国子学、太学2校並置という制度上の原則は定着したものの、現実には学校に実がない時期の方が多かった。南北朝を通じて、家庭や私学が教育の主要な担い手だったのである。しかし、このような状況下でも、祭酒や博士の職が途絶えることはほとんどなく、その官員は学校の興廃に関わらず歴朝備わっていたようである。

北齐は北魏後期および東魏の政策を受継いだが、学校を取巻く環境はそれ以前の諸王朝同様厳しかった。そこ

で、まず国子寺が置かれて学校教育振興の任を与えられ(B)、国子寺以下の学制が定められたが、現実には学校教育の実はあがらなかった(C)、(D)。

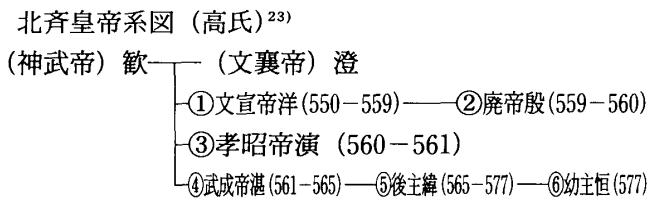
ではなぜ北齐で教育行政官庁国子寺が誕生したのか。その具体的な経緯は史料から直接知ることにはできないが、博士と祭酒の関係で考えると、確かに博士が教職に、祭酒が上位の管理職に分化し固定化する傾向はある。しかし、祭酒が最高学府の学校長として博士以下を統べることは可能であるし、事実北齐以前にはそうしてきた。また北齐国子寺の祭酒は教育行政官庁にありながらも中央官学の学長でもあって、祭酒と博士両者の教育上の機能の分化が、直ちに国子寺の国子学からの独立をもたらしたとは考えにくい。

### 2 太常と祭酒・博士の関係

では、一方で教育行政の任を兼ね続けてきた太常(寺)との関係はどうか。祭酒・博士関係の変化は、同時に彼らの太常(卿)との関係の変化でもある。既に見たように、官品上の位置は、祭酒・太常の地位を接近させたが、その変化は高明士の研究が示すように、廟学制の展開における、学校の神聖化や学術の地位向上や独立という傾向を反映したものである。ただし、現実の祭酒博士と太常の職務上の関係においては、教育以外の面で共通点は依然多く、職務や人事上の密接さは隋唐でも変わらない。ともあれ、太常と祭酒の待遇の変化は晋代にあって、一方で北齐では廟学制の地方普及の試みもありながら、新設国子寺は太常寺になお隷属していた。もちろん、官制改革は北魏、東魏、北齐、隋、唐と受継がれるのであり、唐制を一つの到達点とするならば、北齐はその形成期であり過渡期にあたる。したがって、晋以降の祭酒の教育行政上の経験実績が、北齐で国子寺成立に結実したとみなすことも不可能ではないが、説得力には欠ける。やはり北齐の教育に特徴的な点をもって、北齐国子寺独立の直接の要因とする方が自然であろう。そこで最後に北齐における文教政策の面から見てみよう。

### B 文教政策と独立の関係

北齐は、北魏末の混乱のなかで実権を握った高歡の第二子洋が、東魏の譲りを受けて建てた国である。北齐は高歡の第六子孝昭帝の時を絶頂とし、当時の北齐、北周、陳の三国のうち国力で最も優位に立った。しかし孝昭帝は、在位わずか1年あまりで若くして亡くなり、その後政治は混乱、創業より四半世紀で北周によって滅亡した。



北齊の国子寺制度が最盛期の孝昭帝治下で整備されたことは既に見たが(B)、今一度この孝昭帝による詔(以後「立学詔」)を見ると、その内容は、国子寺に対する詔として、①官属の備立、②旧の依った学生の入学と經典の講習、③歳時の試験の実施、④文襄帝が洛陽から運んだ石經の学館配置、⑤外州の大学の充実、の5点からなっていた。なお初代文宣帝の詔(550年)には、

詔郡国修立黌序，広延髦儒，敦述儒風。其国子学生亦仰依旧銓補，服膺師說，研習礼經。往者文襄皇帝所運蔡邑石經五十二枚，即宜移置学館，依次修立<sup>24)</sup>。  
…(E)

とあり、郡国には学校を修立し、広く髦儒(すぐれた人)をまねいて、あつく儒風を述べ、国子学生は旧制により補し、師說を守って礼經を研習すること、さらに文襄帝が洛陽から運んだ石經を学館に移設する旨を詔している。(なお、この年には郡学の学廟設置が定められた<sup>25)</sup>。)つまり、孝昭帝の詔は①③については新規に、②④⑤については文宣帝の詔を一步進めて復活させた政策であり、北齊の文教政策とりわけ教育政策は東魏時代の神武、文襄による旧制度を孝昭帝が復活整備、拡充するかたちで展開したのである。しかし、武成期以後は政情不安によって文教政策はついに振わず、したがって孝昭帝の「立学詔」政策をもって頂点とする。ここでこうした文教政策と国子寺独立の関係を見てみる。

### 1 孝昭帝「立学詔」政策の特徴

孝昭帝による立学詔は5つの部分から構成されているが、このうち特にここで注目すべきは上の①②⑤であろう。

#### a ①官属の備立、②旧に依った学生の入学と經典の講習

官属は(A)に見える国子祭酒以下の行政官と博士や助教の教官であるが、こうした官吏を整備充当させることを「備立官属」は指す。また、「旧に依り」学生を入学させ、教学の実を持たせるが、教育内容は儒家經典であるとしている(依旧置生、講習經典)。

これらは、官学を整備し振興すべし、という皇帝即位の際に発せられる詔としてはごく普通のものだが、いくつかの重要な点を含んでいる。まず、学生を入学充当させるのは「旧制に依って」なされるが、「旧制」は神武、文襄による東魏以来の学制を指している。反面、「備立官

属」には依るべき旧制が挙げられておらず、したがって国子寺の制が北齊建国後文宣帝の詔(E)以降、おそらくは孝昭帝立学詔の際もしくは直前に創始されたであろうことが伺えるのである。

#### b ⑤外州の大学の充実

③④の政策については、文宣期の政策が思うように成果をあげず(石經施列政策の重複)、孝昭期の文教政策がこれより一步進んだものであることを物語っているが(歳試の実施)、これらより注目すべきは⑤地方官学の充実の項である。地方官学の充実については文宣期に既にその旨が詔されているが、ここで重要なのはその対象である。文宣期の詔では郡国が対象であり(詔郡国修立黌序…)、立学詔では国子寺が対象となっている(又詔国子寺…)。すなわち、孝昭期に整備された国子寺は、地方官学の充実に関する政策をもその職務としたと考えられ、これは北齊孝昭期に至って見られる新傾向である。

### 2 北齊国子寺行政とその独立

上に見たように、北齊国子寺が全国レベルの中央教育行政機関であったことはほぼ間違いない。しかし、国子寺が、地方官学を直接その管理対象に組込んでいたという事実は見られない。地方官学は当該の地方行政府の管轄であって、その設置から運営や人事まで諸々の管理は地方においてなされていた。

しかしながら、立学詔政策に対して、諸郡では差迫って学生の人数を満たしたとある(D)。これは実効があがらなかったことを示す史料とされているが、それでも地方官が制度を満たすように急遽取繕ったことは、孝昭帝による地方官学充実の政策、ひいては国子寺の地方官学充実の任務が、表面的ではあれ実行に移されたことを示しており、北齊国子寺の教育行政機能が名目上は地方まで及んだと考えてよいであろう。

とするなら、教育行政の範囲が全国規模に及んだことが、北齊国子寺を学校とは別個の教育行政官庁たらしめたのであろうか。確かに、それが一つの要因になりうることは十分考えられる。また北齊では全国的学校振興政策は廟学制の全国普及政策という側面を持つので、国子寺祭酒が、地方官学に対して直接の官吏機能を持たないものの、全国廟学祭祀行政の頂点としていわば全国の学術を代表する存在となるためにも、学校と分離した教育行政機関(廟学行政機関)の成立が必要であったとも思われる。

なお、廟学制の地方普及とは直接の関係はないが、北齊を含む南北朝期の文教政策を規定する特徴的な時代背景もともに考慮する必要があるだろう。それは官学教育つまり国家の文教政策がなべて振わなかったという事実であ

る。すなわち学制をいかに文書上整備しても、これに実を与えるのは容易でなく、さらに学事の振興は、王朝交代に関係なく存続する名門貴族に比して、家柄や教養の面ではるかに劣る成上がり帝室によっては教育振興事業の効果をあげるのが非常に困難だったのである。

したがって、混乱のなか政権を手中にした北齊高氏が、まず教育行政官庁国子寺を設置し、次いで学事奨励策の実施を委ねたのではないかと考えられよう。さらに、国子寺設置の際には、国子学以下の諸官学がおそらく機能していなかったであろうから、既存の国子学から行政機能を国子寺に分離したというよりは、教育行政機能の強化の必要から上から教育行政機関国子寺を設定し、その際全国の学術の代表的存在になり、教育行政長官的性格を濃くしていた国子祭酒を中心に編成し、中央官学の管理や地方官学の振興策実施を命じるというかたちで、結果的に学校から分離した教育行政機関が誕生したのであろう。

### 3 北齊国子寺と官吏登用法

中国古代の学校教育の主要な任務が「養士」すなわち官吏の養成にあったことは周知のとおりだが、それは漢武帝の興太学以後の学校教育に基本的には共通のものであった。したがって、学校で養成された官吏候補者は官吏登用法により選抜されることになるので、例えば九品官人法や科挙といった官吏登用法とも密接な関係がある。ここで、北齊国子寺と北齊の官吏登用法（以後「登用法」）との関係を見ることにする。

先に国子監は科挙と時代を同じくしたと述べたが、北齊には科挙は存在しなかった。北齊の登用法は、従来の中正制度の上になつた九品官人法を中心としたが、多く北魏の制によっていたという。その北魏では、人材登用の原則において2つの異なる理念が対立していた。その1つは貴族の家柄を重視する「門閥主義」と言うべきもので、中正制度下の登用法では一般的な立場である。もう1つは「賢才主義」と言うべきもので、個人の能力に重点を置き、漢代以来の試験を含む登用法（地方より人材を推挙させ、中央で試験を課して登用する方法）の精神の強化を図る<sup>26)</sup>。両者の関係は隋代科挙創設によって賢才主義が優位に立つが、これに先立って試験制を強化したのは北齊であった。元来は試験を課すのは付随的なもので、地方からの推挙に重点が置かれていたが、北齊では、試験の厳正を期するとともに試験自体を重視することにした。この北齊「課試之法」は天子自ら試験場におもむく厳正さで、史料のうえでは東魏時代や初代文宣帝の天保年間に多く見られ、当時の官界刷新や豪族抑制政策の現れでもある<sup>27)</sup>。しかし、こうした集権的色彩の強い

登用法は、建国の功臣や武将などから反感を買い、後を受けた孝昭帝はこうした政策の修正を図らねばならなかった。とは言え、同時にこれら課試之法にも中正制にもよらない方法によって、やはり集権的な人材登用をねらっている<sup>28)</sup>。すなわち立学詔と同年に、

詔分遣大使巡省四方，觀察風俗，問人疾苦，考求得失，搜訪賢良<sup>29)</sup>。

として、地方に官吏を派遣して直接人材を得ることを試みているが、同時に官僚に人物推挙をさせるなどの試みをしている。

詔内外執事之官從五品已上及三府主簿録事參軍・諸王文学・侍御史・廷尉三官・尚書郎中・中書舍人，每二年之内各举一人<sup>30)</sup>。

孝昭帝の一連の政策の主旨は、地方官を多く介在させた分権的な手段によってではなく、官僚による運用によって集権的な政治運営を実現することにあり、国子寺に地方官学の充実を命じた立学詔も同じ精神で貫かれている。孝昭帝の治世は短く、こうした政策が期待どおりの成果をあげたとは言えないが、これらの政策は隋にも継承され、貴族のなかでも下層に位置する寒人貴族や庶民の台頭、政界進出に拍車をかけるとともに、隋代科挙創始の基礎ともなるのである。

とすると、先に(C)で見たように、北齊国子寺制下では国子学で学を修めて仕官したのはわずか2名しか記録されていないが、北齊国子寺制こそは、中央集権化のための人材獲得に向けた政策の一端として積極的な役割を担うものとして、評価できよう。

### C おわりに——まとめと今後の課題

これまで北齊国子寺の設置に関して、祭酒・博士・太常の関係の変遷、および北齊文教政策との関係、そして人材観と官吏登用法などを見てきた。最後に、これまで得られた事実とその考察を整理しておこう。

まず、祭酒・博士の主要学官と太常（卿）との関係の変化について。官品上の位置関係では、祭酒が博士と同等の位置づけであったのが太常なみの官品に位置づくという変化は、国子学がはじめて設置され、また廟学制がはじまった晋代に起こっており、以後はそれがほぼ踏襲されている。さらに実際の職務上の役割や関係については、従来太常は閑職、祭酒は教育行政職、博士は教授専門職に分化する傾向が指摘されてきたが、朝廷内では職務上の連携や関係は従来同様に密接であった。いずれにせよ、晋代にはじまる廟学制の進展、南北朝後期の賢才主義による学校教育重視の傾向は、学校教育そのものは時興時廃ながらも次第に増幅されていったに違いない。



それが結実してまず北齐国子寺、そして隋唐国子監と展開すると捉えるのももちろん間違いないだろうが、一方で北齐国子寺独立の必然性を説明するだけの積極的な理由とはならない。

したがって、そうした当代に流れる教育を取り巻く傾向を底流としながらも、北齐の文教政策に特徴的な面をもって説明することが必要になる。そこで注目したのが、孝昭帝による立学詔を中心とする政策で、そこには、創設した国子寺を全国的教育行政機関と位置づけ、全国レベルで立学・勸学政策を推し進める主体とみなしていたことが見て取れる。もっともその政策は成功をおさめることはなかったのだが、北齐の中央集権的登用法とも絡めると、それはより一層明確になるであろう。つまり、北齐国子寺の独立は、官学内部の例えば職務の専門化というような、教育上もしくは教育管理上の必要から生み出されたものではなく、あくまでも上からの政策で、学校の全国的普及政策の切り札として作り出された、全国的教育行政機関であったと考えられる。それは廟学制の全国普及を図るなどの政策とも合致するのである。つまり、北齐国子寺は、貴族制を打破し集権化政策を遂行するための諸政策のなかで、賢才主義的な養士教育や教育行政の全国的展開の目的のために設置された教育行政官庁であり、従来国子学（学校）内にあった祭酒（学長）が、新設の国子寺（行政官庁）に組込まれ教育行政長官となったことで、学校と教育行政の分離を見た。しかし、それは学校内部の行政機能と教学機能が専門分化したというような、自発的内発的な発展によるものでなく、行政組織編成（官制改革）のなかでいわば上から設定された教育行政官庁国子寺の長官に、国子祭酒を抜擢し利用したという性格のものであったと言えるであろう。

もちろん北齐国子寺は、唐で国子監制を含む官制が確立するまでの過渡的形態であったとは言える。そのため、宗教行政からの独立については未達成のまま、隋唐を迎えることになった。しかしそれだけに、太常寺からの独立といういわば教育の本質に関わる面よりも、まず教育機関国子学から独立した教育行政機関国子寺を、他の正規の行政官庁と同型式で設置し、権威づけしたうえで全国的教育政策を実施させるという、現実的な政治課題を優先させたところに、北齐国子寺独立の積極的意義、必然性があつたと考えられよう。

最後に、本稿は当初掲げたように隋唐国子監独立問題解明の一端として、従来研究の手薄であった北齐国子寺の教育機関からの独立の問題のみを取り上げた。しかし研究の性質上、本来隋唐国子監の独立問題までを通観し考察しないで、北齐国子寺独立の意義を真に説明するこ

とは困難である。また、北齐国子寺のみに関しても、例えば、官制改革全体の上での北齐国子寺独立の意味であるとか、南朝の諸王朝の諸制度の影響関係、また北齐と同じく北魏を受けながら、かなり異なる展開を見せた北周教育行政との関係、など紙幅の関係で本稿で触れられなかった問題は多い。これらはとりもなおさず本稿の限界であり、稿をあらためて論じることにはしたい。

（指導教官：浦野東洋一教授）

## 注

- 1) 多賀秋五郎『唐代教育史の研究—日本学校教育の源流—』不昧堂、1953。また国子監前史の研究には、多賀秋五郎 1980 儒教主義学校体系の形成 多賀秋五郎編著『中世アジア教育史研究』国書刊行会、1980がある。
- 2) 熊賢君『中国教育行政史』華中理工大学出版社、1996、p.117
- 3) 同上、p.72
- 4) 高明士 1982 隋唐廟学制度的成立与道統的關係 国立台湾大学歴史学系学報 9、p.93
- 5) 同上、p.93などをもとに作成。
- 6) 多賀、前掲論文（1980）、p.44
- 7) 高明士『唐代東亜教育圈之形成—東亜世界形成史の一側面—』国立編訳館、1984、p.169
- 8) [唐]長孫無忌『隋書』卷二七「百官志」
- 9) 隋国子司業は文帝時の国子寺ではなく、煬帝の設置による（『隋書』卷二八「百官志」）。また、唐制は録事以下に下級事務職員が存在するがここでは省いた（[唐]李隆基『唐六典』卷二「国子監」）。
- 10) [唐]李百葉『北齐書』卷六「孝昭帝紀」
- 11) 福島繁次郎『中国南北朝史研究（増訂版）』名著出版、1979、p.13
- 12) 『北齐書』卷四四「儒林伝」
- 13) 同上
- 14) 太常：『唐六典』卷一四「太常寺」、祭酒、博士：同書、卷二「国子監」。陳太常：[元]馬端臨『文献通考』卷六六「職官考」による。漢では石高が高いほど、梁では班数が多いほど官位が上になり、その他は品数は小さいほどまた従より正の方が官位が上位となる。
- 15) 瞿蛻園 1980 歴代職官簡釈 [清]黃本驥『歴代職官表』上海古籍出版社、1980、p.137
- 16) [後漢]応劭『漢官儀』 [清]孫星衍『漢官六種』中華書局、1990、p.128
- 17) 同上、p.128
- 18) 漢代の博士と祭酒の官階は「秩六百石」と「秩比六百石」の2つの説があるが、ここでは『唐六典』によって、博士：秩比六百石、祭酒：秩六百石を採用しておく。いずれにせよ博士と祭酒の待遇は、同等か祭酒が1ランク上かで、ほとんど同じ待遇と考えてよいだろう。なお、漢の太常の秩中二千石は博士よ8ランク上である。
- 19) [梁]沈約『宋書』卷三九「百官志」
- 20) 『宋書』卷一四「礼志」
- 21) 『唐六典』卷二「国子監」
- 22) 高明士 1989 隋唐之学官——以国子監為例 国立台湾大学歴史学系学報15、p.82
- 23) 松丸道雄他『世界歴史大系中国史2—三國〜唐—』山川出版社、1996、p.202。丸数字は即位の順番、括弧内は在位期間を表す。
- 24) 『北齐書』卷四「文宣帝紀」



- 25) 高明士 1980 唐代的积奠礼制及其在教育上的意義 大陸雜誌  
61-5, p.37
- 26) 北魏における門閥主義と賢才主義の対立については、谷川道雄  
『隋唐帝国形成史論』筑摩書房, 1971, p.143-176に詳しい。
- 27) 福島, 前掲書 (1979), p.18
- 28) 同上, p.19
- 29) 『北齊書』卷六「孝昭帝紀」
- 30) 同上